

「在留カード」制度国籍欄の更正を要望する嘆願書

鳩山邦夫法務大臣殿

私は、以下の理由により、来年の常会へ法案提出予定の「外国人登録証明書」に替わる「在留カード」の国籍欄について、台湾人が所有する場合、「台湾」へ更正されるよう要望します。

1. 歴史的に中華人民共和国が台湾を統治、支配したことは一度もないこと。従って台湾と中国は全く無関係です。

2. 1951年わが国は、サンフランシスコ講和条約により台湾を放棄しました。ですが放棄された台湾領土の帰属先は示されませんでした。一般に国際法によれば、戦争の結果、領土変更を行う場合、和平条約を締結しなければならないが、共産中国も中国国民党もこの会議に参加していません。従って台湾の帰属先は未定であり、台湾はアメリカの暫定占領領土であること。

3. 1952年4月28日締結された日華平和条約にも領土の帰属先に言及されることはありませんでした。また、最高裁光華寮判決により、昭和47年9月29日、日中共同声明において中国の唯一の合法政府として、中華民国政府に替えて中華人民共和国を承認したこと、これに伴って中国政府の国名が「中華民国」から「中華人民共和国」に変更されたこと、(台湾の所有権)が中国政府以外の権利主体に帰属しているか否かは別として、政府承継があったものと考えられ、中華民国は既に消滅した国家であるとの認識が示されております。

上記3項の理由により、台湾は中華民国および中華人民共和国に返還されたわけではなく、ましてや中華人民共和国の一部ではないことは明らかです。

4. 2つの国連人権規約、すなわち市民的、政治的権利および社会的、経済的、文化的権利に関する規約においても、それぞれの第1条に住民自決権が明確に認められており、わが国も昭和54年基本的人権に関する諸権利をほぼ網羅的に規定した国際人権規約を批准しております。また、憲法上も「条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守する」(憲法98条)と規定しております。台湾の運命は台湾人によってのみ決せられるのが原則だと考えます。

5. わが国の現行法上も台湾と表記すべきです。

わが国は、外国人の出入国及び在留については、「出入国管理及び難民認定法」(以下入管法という)及び「外国人登録法」(以下外登法という)等により規制されております。

そこで、外登法によれば、外国人が新規登録申請を行う際には、旅券を提出すべきこととされておりますが(同法第3条)、ここに言う「旅券」とは入管法第2条第5号に定める旅券を言います。国籍とは、人が特定の国の国民であるための資格、個人が特定の国の構成員であるための包括的な身分です。国籍の決定は、その国の専権事項であり、それぞれの国の国内法によって決定されると考えます。他の国が外国人の国籍を決定したり、決定に介入することは出来ません。従って、特定の人が在籍国籍を持っているかということは、その国の権限ある機関の発給した国籍証明書などによって判断されなければならないとされています。

入管法第2条第5号に定める旅券とは、

イ 日本国政府、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した旅券又は難民旅行証明書その他当該旅券に代わる証明書(日本国領事官等の発行した渡航証明書を含む。)

ロ 政令で定める地域の権限のある機関の発行したイに掲げる文書に相当する文書

となっており、平成10年5月22日政令第178号にて、

入管法第2条第5号 ロの政令で定める地域は、台湾並びにヨルダン川西岸地区及びガザ地区とする。

と明確に規定されております。

外国人登録の国籍欄(基本的人定事項であるので)には本来その外国人の国籍を記載するものであって、その国籍を確する方法は所持する旅券又はこれに代わる国籍証明書によって行っているとあります。(入管法実務六法平成19年版63頁日本加除出版より)

わが国は、台湾を国又は政府として扱っていない。そこで台湾を明確に中国と区別し、台湾を政令で定める地域と定台湾の権限ある機関の発行した文書(台湾護照)を日本政府が承認した外国政府の発行した旅券に、入管法第2条第5号に相当する旅券と同様の機能を与えております。

次に、法務省の出入国関係の統計においては、中華人民共和国を「中国」、台湾を「中国(台湾)」と記載しており、他方、外国人登録関係の統計においては、台湾地域出身者を区別せず「中国」と統一記載しております。このいずれの表記も台湾が中国の一部であるかの誤解を生むもので不当な表記であると考えます。これは、単に区別すれば言いと言う問題でなく、台湾人の名誉と尊厳にかかわる問題であり、台湾住民自決権にかかわる基本的人権問題であると考えます。以上、憲法、国際法規、入管法及び外登法のどれ一つとっても、台湾国籍を「中国(台湾)」、ないしは「中国」と表記する法的根拠が全くありません。

6. そしてなにより、台湾人は自由主義、民主主義、人権尊重、法治主義など多くの価値観を共有し、日本に友好的だからです。

敬具

署名： _____